

指名停止措置簿

商号又は名称	萩原建設 有限会社
代表者名	代表取締役 田村 治
主たる事務所の所在地	高知県宿毛市萩原 2-6
指名停止期間	令和 2 年 12 月 25 日～令和 3 年 2 月 24 日 (2 月)
指名停止の理由	<p>営業所の専任技術者を専らその職務に従事させるべきところ、元請けとして請け負った宿毛市発注の政令で定める重要な建設工事に、主任技術者として配置したことにより、建設業法第 7 条第 2 項及び同法第 26 条第 3 項に違反し、同法第 28 条第 1 項に該当するとして、令和 2 年 11 月 26 日に指示処分を受けていることが認められたため。</p> <p>※該当条項 宿毛市建設工事指名停止等措置要領 第 1 条別表第 2 の第 20 号（建設業法違反行為）に該当</p>